

「トロイアの木馬」と市民社会

——一八二〇～三二年ベルリン行政と住宅問題——

北村昌史

【要約】 一九世紀、都市化によりドイツの都市はその相貌を一変させる。一八二〇年代のベルリンでは人口増によりファミリーエンハイザーという労働者のための大集合住宅群が出現した。本稿は、「トロイアの木馬」ともいわれたこの建物群への市民社会の反応を、建築直後から一八三一年まで辿った。市当局や警視庁は、この建物の衛生面や道徳面の危険性に不安を抱き、市民層の住居様式を前提とした改革を施そうとする。これに加え、市当局にとっては住民への救貧負担の問題が重要性を帯びる。他方、市当局や警視庁の動きに対して所有者は家賃確保に腐心し、住民は既得権を侵されると暴動を起こす。この時期、一般市民のこの建物への関心は高くない。「混合居住」（一緒に住むことで市民のよい影響を労働者にあたえろという発想）に象徴的に現される市当局や警視庁の論理は、その後一八六〇年代まで都市問題や住宅問題に関心をもちベルリン市民に説得力を持ち続けるのである。

史林 八四卷一号 二〇〇一年一月

はじめに

一九世紀初頭以来、ドイツの諸都市は、都市化とよばれる社会の大きな変化を経験する。その結果、二〇世紀初頭になるとドイツの都市社会は一世紀前とは全く異なる様相を呈するようになる。この都市化とは、人口増大に伴う既存の都市制度の機能不全と、それに代わる都市制度や社会制度の確立の過程をいう。都市化に関する共通認識をまとめてみると

もわれるJ・ロイレケの著作^①によれば、一九世紀において都市化は次のような三つの段階を経て進行した。一八世紀末から一八四〇年代までが法律、政治、経済面の基盤形成期、一八五〇年代から七〇年代までが始動期であり、それをうけて都市化が本格化するのが一八七〇年代から第一次世界大戦までである。こうした都市化の過程は、本稿であつかうベルリンでも同様のペースで進んでいる^②。

一九世紀前半のベルリンでも都市社会の変化は着実に進みつつあった。既に世紀初頭のプロイセン改革において都市社会の根幹に関わる改革がおこなわれ、制度的には一八世紀までとは異なる原則でベルリン社会は規定されるようになっていた。すなわち、一八〇八年の都市条例によって市民が関与する形の行政制度が、そして一八一〇年には営業の自由が導入され、形を変えこそすれ、こうした原則は後のベルリンで適用されていく^③。

ただ、当時のベルリン社会の変化を語るのであれば、より重要なのは人口増加であろう^④。世紀初頭に約一七万であった人口は、三月革命前の一八四七年には約二・三倍の四〇万にまで到達する。その後もベルリンの人口は着実に増えていき、ドイツ統一後の一八七一年には八〇万人を突破する。こうした人口増によって社会構成や都市景観の変化がひき起こされただけでなく、流入してきた労働者の生活は大きな問題として市民層に認識されるようになる。本稿でものべるように、一八二〇年代の段階でも既にそうした人々に対する救貧負担は市当局には深刻な問題となっていたが、一八四〇年代になると労働者の社会問題は市民社会の注目を浴び、様々な改革の試みがおこなわれるようになる^⑤。

本稿の舞台ファミリーエンホイザーは、ベルリンの北方、ハンブルク門のすぐ外に位置する巨大な労働者住宅群である。四つの大規模な賃貸住宅といくつかの小規模な構造物からなるこの住宅群は、一八二〇年から二四年にかけて侍従H・O・v・ヴェルクニッツによって建てられたものである。一九世紀前半のベルリンの住宅では一つの建物に八つの住居を設けるのが平均であり、全体で四〇〇世帯、二〇〇〇人もの人が住むこの建物群は、当時にあつては例外的に巨大な構造物であった。このファミリーエンホイザーは、人口増加に伴う住宅需要の拡大から派生的に生まれたものであり、当時のベ

ルリン社会の変化を象徴的に示す存在といえる。しかも、この建物群に住む労働者の生活のあり方は、一住居に一家族だけが居住し、そして部屋ごとの機能分離が確立した当時の市民層の住居とは対照的な状態であった。すなわち、まずファミリーエンホイザー全体で別の家族や独身者への又貸しが一般的であった。また、四つの大規模な賃貸住宅のうち最後に建てられた三つでは、一つの住居は部屋一つだけからなっており、その一つの部屋が作業場、寝室、台所など複数の機能をもたされていた。その巨大さと生活様式のちがいのため、一八二七年にある無料施療医がいみじくもこの建物を「トロイアの木馬」といったことが端的に示すように、この未曾有の建物は当時のベルリンの市民社会から危険な異分子として捉えられていく。

この異分子に対してベルリンの市民社会が具体的にどのように対応したかを建築直後から、この建物への行政側の対応が一段落したとおもわれる一八三一年まで辿ることが本稿の第一の課題である。時期的には本稿の対象は都市化の基盤形成期にあたるが、本稿の成果と、その後の住宅問題や都市問題に対する市民社会^⑥の反応を関連づけることにより本稿の分析の成果をより長期的な展望のもとにおくことも本稿の課題と考えている。

住宅問題を介した市民社会の再検討という課題は、近代ドイツ史、さらにはヨーロッパ史への新たな理解をもたらす可能性を有していることをここで指摘しておこう。

近年、一九世紀から戦間期にかけてのヨーロッパの住宅改革について十数年間の研鑽の成果をまとめた、邦語による著作が世に問われている^⑦。そうした研究を検討すると、イギリス、フランス、ドイツにおける住宅改革運動の共通性と相違がはつきりと浮かび上がってくる^⑧。共通性としては住宅改革運動の展開がこの三国で基本的に同じリズムで進んだことがあげられよう。一八四〇年代に住宅問題が広範な市民層の関心を引き、第一次世界大戦後に住宅建築を公権力が管理する機構が確立するに至るのである。さらに、衛生的な住環境や市民的家族観の重視など、この三国の住宅改革運動には共通する点が多くみられる。他方、一八九〇年代には住宅に関する国家レベルの立法が確立したイギリスやフランスに対して、

第一次世界大戦以前にはそうした法律がなかったことがドイツの特色といえる。以上の共通点と相違をふまえると、住宅改革運動を軸にしてこれら三国の社会史の展開を比較することは十分可能とおもわれるのである。そして、具体的な題材に基づく比較史の視点は、イギリスやフランスに対するドイツの「特有の道」をアプリオリに強調してきた、かつてのドイツ史理解^⑥を乗り越えるための有効な視角を提供するであろう。

もとより、ドイツ史やヨーロッパ史全体に議論を敷衍するのは本稿の範囲を越えており、今後の課題としなければならぬ。本稿では、このような課題を念頭におきつつ、住宅問題を巡る議論を都市化の基盤形成期のベルリンで具体的に確認することにした。

- ① Jürgen Reulecke, *Geschichte der Urbanisierung in Deutschland*, Frankfurt am Main 1985.
- ② 拙稿「一九世紀ドイツにおける住宅改革構想の変遷——労働階級福祉中央協会の機関誌を題材に」『史林』七六一六、一九九三年、一三—二六頁（以下「住宅改革構想」）。
- ③ Paul Nolle, *Staatsbildung als Gesellschaftsreform. Politische Reformen in Preußen und den siddentschen Staaten 1800-1820*, Frankfurt/New York 1990.
- ④ 以下の叙述は、拙稿「一九世紀中葉ベルリンの住宅事情（一）」『(一)』『新潟大学教育学部紀要』三七—二、一九九五年、一九六年（以下「住宅事情（一）」『(一)』）。
- ⑤ 拙稿「マインツ三月革命前後の労働階級福祉中央協会」『史林』七三—二、一九九〇年。
- ⑥ 本稿の議論は一九八〇年代以来盛り上がりを見せている市民層研究の流れを念頭においたものである。近年の市民層研究の動向については Jonathan Sperber, *Bürger, Bürgerum, Bürgerlichkeit*, *Bürgerliche Gesellschaft: Studies of the German (Upper) Middle Class and Its Sociocultural World*, in: *The Journal of Modern History*, 69, 1997 参照。市民層研究の初期段階をリードしたビーレフェルト大学のグループによる代表的な市民層研究として「Jürgen Kocka (Hg.), *Bürgerum im 19. Jahrhundert*, 3 Bd., Göttingen 1995 をあげておく。また、一九九〇年代になつてからは具体的な都市とどう場合市民層を捉える傾向が顕著である。とくにやつした研究を推進「Jens M. Mönckhof, *Die Gruppe*」による論文と「Jens Mönckhof, *Lothar Gall (Hg.), Stadt und Bürgerum im 19. Jahrhundert*, München 1990, ders. (Hg.), *Vom alten zum neuen Bürgerum. Die mittelalterliche Stadt im Umbruch*, München 1991, ders. (Hg.), *Stadt und Bürgerum im Übergang von der traditionellen zur modernen Gesellschaft*, München 1993 がある。都市市民研究（二）についてはビーレフェルト・グループの Paul Nolle, *Gemeindebürgerum und Liberalismus in Baden 1800-1850. Tradition-Radikalismus-Republik*, Göttingen 1994 を重要。都市市民研究（三）は Brigitte Meier/Helga Schultz (Hg.), *Die Wiederkehr des Staats*

burgers. Studierformen in europaischen Vergleich 1750 bis 1850, Berlin 1994 などがある。市民層研究の動向についての筆者の理解については拙稿「市民層住宅問題資格社会——一九世紀ドイツの市民社会」

『新潟大学教育人間科学部紀要』三二一、二〇〇〇年参照。

⑦ 吉田克己「フランス住宅法の形成——住宅をめぐる国家契約所有権」

東京大学出版会、一九九七年、中野隆生『ブライグ街の住民たち——フランス近代の住宅民衆国家』山川出版社、一九九九年、島浩

二「住宅組合の史的研究——イギリスにおける持家イデオロギーの源

流」法律文化社、一九九八年、後藤俊明「ドイツ住宅問題の政治社会史——ヴァイマル社会国家と中間層」未栄社、一九九九年。

⑧ こうした比較史の視点は、Nicholas Bullock and James Read, *The Movement for Housing Reform in Germany and France 1840-1914*, Cambridge 1985 にみられる。

⑨ こうしたドイツ史理解についてはデーヴィッドブラックボーン、ジェフイリー『現代歴史叙述の神話——ドイツとイギリス』（望田幸男訳）晃洋書房、一九八三年参照。

一 ファミリエンホイザー Familienhäuser

まずファミリエンホイザーが市民社会にとってどのような存在であったかを確認するために、この建物で三年の時を経て発生した騒動について史料の叙述に即して概略をのべることから本稿の検討をはじめよう。最初の騒動については警官の、二番目の騒動については所有者の、それぞれ事件の全経過に立ち会った者による報告が史料として残っている。

最初の騒動が発生したのは一八二八年七月一九日のことであった。この日市の取り立て役ベルガーは、警官を伴いファミリエンホイザーに赴いていた。一九世紀初頭以来、ハンブルク門の外にはベルリンの人口増大に伴い、フォークトラントと呼ばれる労働者のための一大貧民街が形成された。なかでもファミリエンホイザーは四〇〇世帯、二〇〇〇人が集まり住む集合住宅連であり、とりわけ目立った存在であった。世帯主の半分以上は家内労働の織工であり、また女性や子供の生業として機織りの準備作業である糸巻きが重要な位置を占めており、この建物群は「機織り工場」の様相を呈していた^①。この住民はそれまでは自治体税である家賃税の支払いを免除されていた。にもかかわらず、この時市当局は家賃税を取り立てようとしたのである。ベルガーがクヴェアハウスとよばれたファミリエンホイザーの北棟の四二号室に住むブラウネ夫妻に家賃税の支払いを要求した時のことであった。ベルガーは「何かとられるくらいなら殺してやる」という

ブラウネ婦人の叫び声を浴びせられ、彼女の悪態と絶叫が引き金になって住民の騒擾が発生する。夫妻が支払いを拒否した後、ベルガーは同行の人夫を使って差し押さえの手続きに入ったが、ブラウネ婦人は一旦部屋からでたかとおもうとあの叫び声をあげ、取り立て役たちのほうに斧を手に突進したのであった。この騒ぎにつられてあらゆる廊下と階段には入らざりができた。彼女の叫び声は、同じ棟だけではなくファミリエンホイザー全体に広がったのである。ここにいたって駆けつけた地域担当の警察は、家賃税のとりたてよりも、住民の沈静化を重視しようにおもわれる。彼らは、建物の廊下から出ていこうとする取り立て役たちに対してブラウネ夫妻の差し押さえを解除させ、夫妻にかわって未払いの家賃税を、手数料も含めて払ったのである。騒擾に起因する暴動は回避され、取り立て役たちは周りから侮辱の声を浴びせられ、無言で建物から退出せざるをえなかった。住民の集合行動が市当局の強制執行から自分たちの既得権を守ったことになる。^③

三年後の一八三一年七月二十七日、住民の集合行動は今度は本格的な暴動にまで発展する。この時に問題となったのは、建物の二代目所有者ヴィーゼケによる住民の強制立ち退きであった。ヴィーゼケはこの年の一月にファミリエンホイザーを購入したばかりであったが、彼は未払いの家賃があまりに多いので市の執行官のライマンと建物の管理人と共に立ち退きを要求するために住民の部屋を訪れた。四世帯目までは立ち退きの要求に応じたが、五部屋目の仕立屋ヴァイスベッカーが抵抗を示す。執行官は、市門の見張りの救援のもとこの家族を部屋から立ち退かせることに成功するが、この騒動をきっかけに興味をもった多くの住民が廊下を集まり文句をいい悪態をつく事態となる。そのなかで六番目の部屋の住民も激しい抵抗を示し、数百人の男女が暴動をおこしたのである。立ち退きはやむをえず中止されたが、騒ぎは鎮まらなかった。執行官は市門の見張りに援助を要求し、また歩兵三〇人と騎兵一人が来たものの、かえって暴動は激しくなる。結局、姿をみせた警官の勧告で、所有者は住民に鍵を返し、軍隊を遠ざける、そのことでようやく秩序は回復した。^④

以上二つの騒動ともに、経済的な不利益をもたらす要求に対する住民の集団的な抵抗運動とみなすことができる。騒動

がおこる時は、そうした要求の拒絶にはじまり、叫び声や悪態をきっかけにする建物全体の騒動が発生する点で二つの騒動とも同様の経過を辿る。また騒動が終息する際も要求の撤回によって秩序が回復する点で両者は同じである。二つの騒動とも住民の行動は基本的に同じといえ、これに加え、騒動が終息し、秩序が回復する際にはたした「警察」の役割も、住民の既得権を守る方向で行動した点で同様である。

他方、二つの騒動の経過を比較すると、両者にはいくつか相違点もみられる。そのもっとも顕著な点は、前者では不穏な空気は醸成されたものの、暴動には至らなかったのに対して、後者では実際に暴動が発生してしまったことであろう。後者の騒動では、それにとどまらず軍隊も暴動鎮圧のために動員されている。後者の暴動の参加者からは逮捕者もでている。こうした方がいいは、事件の経過をみるかぎりでは、前者では、住民の不満が実際に暴力行為に発展する前の段階で適切な所轄警察の介入があったためであり、後者では警官の登場が暴動発生より後の段階であったことに帰せられるのかもしれない。とはいえ、この三年の間にファミリーエンホイザーを巡る状況の変化が、両者の相違の背景にあるということも考えられるが、この点について明示的な解答をあたえるのは本稿の課題ではない。

第二の暴動が発生した一八三一年は、ヨーロッパ初のコレラ流行の年であり、ベルリンもその例に漏れず「青い恐怖」におそわれた^⑥。八月二十九日にベルリンで最初のコレラ患者が確認された後、九月二一日にはファミリーエンホイザーでもコレラと診断された者がでた。八日後の二十九日には市当局はファミリーエンホイザー内の建物（クライネスハウス）を改造してコレラ治療施設をもうけ、この地域の流行に対処しようとした。この年ベルリン全体で人口約二五万人のうち二二七四人がコレラにかかり、ファミリーエンホイザーでは一四七人中一一八人が罹患したというデータがある。治療施設を設置し、しかも本稿でみるように以前から伝染病の発生源とみられていた建物と、都市全体のデータを比較するのは無理があるが、患者一人あたりの住民数をだすと市全体が一〇九人であるのに、ファミリーエンホイザーは一二二人であり、ファミリーエンホイザーの罹患率はかなり高い。

以上、二つの騒動とコレラ罹患率の高さからは、ファミリエンホイザーがベルリン社会にとつて治安維持や衛生の点で危険な存在とみなしうるものであったことを指摘しておいてもよからう。

では章を改めて、この危険な異分子に対してベルリン社会がどのように対応したのかという問題に絡む先行研究を整理し、本稿の課題をより明確にしよう。

- ① ファミリエンホイザーや周辺のフォークトラントについては拙稿「住宅事情（一）」¹⁷⁾「二」参照。
- ② 家賃税は一八一五年に導入された。ベルリン市内の建物すべてが課税対象となり、家賃所有者は家賃価格の四%を、賃借人は家賃の八・三三%を市当局に支払うこととなった。Günter Lieben, *Zu den Lebensbedingungen der unteren Schichten im Berlin des Vormärz. Eine Betrachtung an Hand von Mietpreisentwicklung und Wohnverhältnissen*, in: Otto Büsch (Hg.), *Untersuchungen zur Geschichte der frühen Industrialisierung vornehmlich im Wirtschaftsräum Berlin/Brandenburg*, Berlin 1971, S. 74f.
- ③ Johann Friedrich Geist und Klaus Kurvers, *Das Berliner Metakaus 1740-1882. Eine dokumentarische Geschichte der von Wittichitzschen Familienhäuser vor dem Hamburger Tor, der Proletarisierung des Berliner Nordens und der Stadt im Übergang von der Residenz zur Metropole*, München 1980, S. 146f. 本稿の分析に用いる史料は「J」の史料集に依拠する。「J」の史料集の問題点については拙稿「住宅事情」をよむ。
- ④ 一八四〇年代ベルリンの都市社会とファミリエンホイザー『西洋史学』一七五、一九九四年（以下「都市社会」）参照。
- ⑤ Geist und Kurvers, *aaO*, S. 154-156.
- ⑥ 一八二四年九月二十七日に発生した別の暴動でも住民は同様の行動パターンを示し、権益を侵害された時の住民の行動様式はこの時期ほぼ一定している。この日、フォークトラント担当の救貧委員である商人ツィービエは、その日に支払うべき一五一人分約一四八ターラーの扶助金に対して、約一〇八ターラーしか市からうけとっていないかった。扶助金をもらえなかった住民のうち寡婦バインが騒ぎだし、彼女とヤの子の叫び声で二〇〇人が集まり暴動が発生した。Eberda, S. 324f.
- ⑦ 「青い恐怖」については見市雅俊他「青い恐怖 白い街——コレラ流行と近代ヨーロッパ」平凡社、一九九〇年参照。ベルリンやプロンヤン各州の最初のコレラ流行については Barbara Dettke, *Die Asiatische Hyala. Die Cholera von 1830/31 in Berlin und den Preussischen Provinzen Posen, Preußen und Schlesien*, Berlin/New York 1995 参照。
- ⑧ Geist und Kurvers, *aaO*, S. 154.

二 先行研究の検討

ここでは筆者の研究テーマである住宅改革運動とベルリンの救貧行政に関する先行研究の検討から議論を進めたい。

一九八〇年代以来かなりの研究蓄積がみられた住宅改革運動研究については、そこに共通の視角があることを指摘してさしつかえない。すなわち、第一次世界大戦後にその基盤が確立する、公権力の広範な関与による「社会的住宅建設」のあり方を所与の前提とし、一九世紀中葉以来の住宅改革運動の展開をそこに至る過程として叙述するのがそれである。その結果、従来の研究では、住宅改革運動を構成する要素のなかでも「社会的住宅建設」に繋がる要素が強調され、一九世紀ドイツ社会のなかに運動を位置づける視点が弱かったことは否定できない。^①

こうした従来の住宅改革研究への批判を念頭におき、筆者は、一九世紀中葉の住宅改革運動について概略次のようなことを明らかにした。一八四〇年代になると、ファミリーエンホイザーや、他の労働者住宅における住環境の悪化という問題が、広範な市民層の関心をひくことになる。それをうけて、ベルリン共同建築組合という形で最初の住宅改革運動が展開した。そこで活動した住宅改革者は、住宅問題を社会・経済問題ではなく道徳や衛生の問題として捉える。市民の最下層に市民的な住居をあたえて、彼らを精神的・道徳的に向上させ、問題の解決をはかる。上の階層による援助という発想もみられる。この協会の活動の停滞後も大部分の改革者は基本的に以前の認識を変化させず、この認識の枠組みから「混合居住」(市民層と下層の者が同じ住居に住み、日常的に前者が後者によい影響をおよぼすという発想)に積極的な意味があたえられる。また、筆者は、別の機会にこうした改革構想の出発点となるファミリーエンホイザーに対する認識(道徳・防災・衛生上の危険性の強調)が、市民層の思い込みから生じたことも指摘した。

現在の研究状況をみると、このように住宅改革運動を、そのおかれた社会のなかに位置づけるといふ視点は、筆者だけのものではない。第二帝政期ベルリンの住宅事情に関する初の本格的な実証研究といえるベルンハルトの著書(一九九八年)も同様の関心からおこなわれた研究である。当該時期の住宅事情や住宅市場に関する詳細なデータを解明することに成功したこの研究では、第一帝政期の悪住環境の象徴である賃貸兵舎 *Militärkasernen* やベッド借り人^⑤、従来は否定的に「投機」と捉えられた、建築業や土地取引業の活動、そして住宅問題に消極的とみられた自治体の機構、それぞれが住宅

供給に果たした役割が再評価されている。ベルンハルトの研究は、従来の住宅改革研究や、そうした研究が土台とする当時の改革者の言説がイデオロギー性を帯びていることを明らかにし、運動をおかれた社会のなかに的確に位置づける必要性を再確認させてくれる。本稿は、こうしたベルンハルトの問題提起を念頭におき、ベルリンの行政の担い手がファミリエンホイザーに象徴される住宅問題にどのように対応したのかを解明するものである。

ところで、同時代文献においても、二次文献においても、都市市民を選出母胎とする市当局は住宅改革に無関心であったといわれている。それは、家屋所有者からなる市議会や市参事会にとって安価な住宅を提供する住宅改革運動は、自分たちの利害に抵触する恐れがあったからであるという^⑥。しかし、第一章で示唆したように、ファミリエンホイザーという問題を孕む存在に、ベルリン社会に対する責任者である都市行政の担い手が完全に傍観していたとはおもわれず、こうした解釈は一面的であると想定できる。

本稿の分析の際に、先に整理した一九世紀中葉に展開した市民による住宅改革運動の論理と対比しながら検討を進めた。行政機構の論理と改革運動の論理の異同を検討することによって、ファミリエンホイザーに対する都市行政の対応が、住宅改革運動のなかに位置づけ直されることになる。そうした作業を通じて、都市化の基盤形成期についておこなった本稿の分析がより長期的な射程に位置づけられるであろう。

以上のように本稿の課題を設定したとして、その課題はベルリンの都市行政機構の発展についての研究史にも貢献するものである。一九世紀はじめから中葉までのベルリンの行政機構に関しては、二〇世紀初頭のクラウスヴィッツの研究^⑧が、一次史料に立脚しその制度や機構を詳細に明らかにしている。ただし、そうした制度や機構が社会のなかでどのように機能していたかには、研究者の関心がおよぶようになったのは、ベルリンの壁崩壊後の一九九〇年代になってからである。そうした研究のなかで本稿の脈絡で興味深いのは救貧行政の実態をあつかったスカルパとフュフトカーの研究^⑨であろう。

この二つの研究の特徴は、他の都市の救貧行政に関する近年の研究でも顕著にみられる、制度史的関心^⑩がどちらかといえば背景に退き、救貧行政を巡る言説が考察の対象となっていることである。スカルパの研究は、ベルリン南東部のルイーゼン市区に焦点を定め、地区に設定された救貧委員会を介した社会的結合関係の、一九世紀初頭から末に至る変化を辿ろうとした研究である。本稿の対象である世紀前半については救貧委員会の機能と構成を明らかにしつつ、そこに公共精神 *Gemeinsinn* という言説を成り立たせるような緊密な人間関係が存在していたことを想定している。フュフトカーの研究は、一八世紀後半から一九世紀前半にかけて救貧行政において「悲惨な母親と淫らな女性」といった、都市下層の女性に関するステロタイプイメージが形成されたことを明らかにしている。伝統的に存在した施す者とうける者が相互に関与する「施しの文化」の存在を析出し、それとの相克のなかで以上の言説が形成されたことを解明したことが本書の功績である。そうした分析の際、ファミリエンホイザーに関する言説が、新たな文書館史料もまじえつつ検討されている。その結果、一八二〇年代に市当局や警視庁において、ファミリエンホイザーを衛生や防犯の点で危険視する言説が形成されることが指摘されており、本稿とも関心を共有している。

両研究が救貧行政の機能を解明するという点において大きな意義を有していることを認めつつも、ここでは次の点について問題点を指摘したい。すなわち、両研究とも一つの言説が形成されたことを解明することに主眼がおかれているためか、都市社会内の立場のちがいによる発想・観念・利害の相違や、都市社会内の救貧の位置づけにまで十分な考察がおよんでいない^⑪。先にあげた本稿の課題は、こうした両研究の問題点を克服し、ファミリエンホイザーという問題を介して都市社会内の諸力の相互位置関係を探る試みといえる。

⑩ ドイーンの住宅についての先駆的業績は、Lutz Niehammer (unter Mitarbeit von Franz Brüggemeier), *Wie wohnen Arbeiter im Kaiserreich? in: Archiv für Sozialgeschichte*, 16, 1976, ders. (Hg.).

Wohnen im Wandel. Beiträge zur Geschichte der Alltags in der bürgerlichen Gesellschaft, Wuppertal 1979 を「け」一九八〇年代以降は住宅改革運動が、住宅をあくまで研究者の関心の焦点となっている。

- Nicholas Bullock and James Read, *op.cit.*; Clemens Zimmermann, *Von der Wohnungsfrage zur Wohnungspolitik Die Reformbewegung in Deutschland 1845-1914*, Göttingen 1991; Sylvia Brander, *Wohnungspolitik als Sozialpolitik Theoretische Konzepte und praktische Ansätze in Deutschland bis zum ersten Weltkrieg*, Berlin 1984; Juan Rodríguez-Lorez/Gerhard FehI (Hg.), *Die Kleinwohnungsfrage. Zu den Ursprüngen der sozialen Wohnungsbaus in Europa*, Hamburg 1987; dies. (Hg.), *Stadtbauform 1865-1900. Von Licht, Luft und Ordnung in der Stadt der Gründerzeit*, Hamburg 1985. ネット上の視角の問題点
は拙稿「住宅改革構想」「都市社会」「十九世紀中華キョーンの住宅改革運動」『西洋史学』一六六、一九九二年（以下「住宅改革運動」の「注」に参照）。
- ② 拙稿「住宅改革運動」。
- ③ 拙稿「都市社会」。同論文、二七頁では本稿でもつかう史料に簡単な分析を加えたが、本稿でもなごうな都市社会内の諸勢力の位置関係を意識した分析はなされていなか。
- ④ Christoph Bernhardt, *Bauplatz Groß-Berlin. Wohnungsmärkte, Territorien und Kommunalpolitik im Städtewachstum der Hochindustrialisierung (1871-1918)*, Berlin/New York 1998. はかび、北村陽子「第二帝政期フランクフルトにおける住宅政策と家族扶助」『史林』八二―一四、一九九九年が、ワイマル期の住宅監督制度の社会的背景に第二帝政期の女性による家族扶助活動があったことを明らかにしている。
- ⑤ 労働者の住む部屋にベッドだけを借り、貸し主の家族と寝起きをともにする人のこと。Nehammer, a.a.O., S. 115-122. 当時のヘルリンのベッド借り人については拙稿「住宅事情(一)」八頁参照。
- ⑥ 住宅事情を規定するかなり重要な要因であるはずの建築条例や建築行政の歴史的转变がヘルリンについては十分な検討が加えられていないことがたゞ。建築条例については、唯一 Heinz Ehrlich, *Die Berliner Bauordnungen, ihre wichtigsten Bauvorschriften und deren Einfluss auf den Wohnbau der Stadt Berlin*, Berlin-Charlottenburg 1933 が中世以来のヘルリンに適用された建築条例の発展を概観している。Rodríguez-Lorez/FehI (Hg.), 1985; 1987 所収の論文でもドイツ各地の都市の建築条例をめぐってのがあるが、もっぱら「社会的住宅建設」に繋がる側面の強于一八八〇年代以降の条例が検討の対象となっている。
- ⑦ Ludovica Scarpa, *Gemeinwohl und lokale Macht. Honoratioren und Armenwesen in der Berliner Luisenstadt im 19. Jahrhundert*, München/New Providence/London/Paris 1995, S. 38; Manfred Pahlmann, *Anfänge des städtischen Parlamentarismus in Deutschland Die Wahlen zur Berliner Stadtverordnetenversammlung unter der Preussischer Stadtordnung von 1808*, Berlin 1997. 川越修「ベルリン 王都の近代——初期工業化一八四八年革命」『ネルウヴァ書房』一九八八年、一三三頁および八五頁。
- ⑧ Bullock and Read, *op.cit.*, p. 33; Geist und Kurvers, a.a.O., S. 462.
- ⑨ Paul Clauswitz, *Die Stadtordnung von 1808 und die Stadt Berlin. Festschrift zur hundertjährigen Gedenkfeier der Einführung der Stadtordnung*, Belin 1908.
- ⑩ 他に一八三二年と三三年のコレラ流行にたいする社会の反応をめぐった Detke, a.O. などがある。当時のヘルリン社会における軍隊の役割については、Gernot Witting, *Zivil-militärische Beziehungen im Spannungsfeld von Residenz und entstehendem großstädtischen*

Industriezentrum: Die Berliner Garnison als Faktor der inneren Sicherheit 1815-1871, in: Bernhard Sicken (Hg.), *Stadt und Militär 1815-1914. Wirtschaftliche Impulse, infrastrukturelle Beziehungen, sicherheitspolitische Aspekte*, Paderborn 1998, 67-107の本格的な研究である。

① Scarpa, a.a.O.; Diethard Hücker, *Elende Mütter und Liebliche Weibspersonen, Geschlechterverhältnisse und Armenpolitik in Berlin (1770-1850)*, Münster 1999.

② Ulrike Dorn, *Öffentliche Armenpflege in Köln von 1794-1871*, Köln/Wien 1990; Norbert Finzsch, *Obrigkeit und Unterschichten*, Zur

三 ベルリンの行政機構

次章以下で示されるように、本稿であつかう時期においてファミリエンホイザーに対応したのは、市民による若干の慈善事業をのぞくと、もっぱら一八〇八年の都市条例によって創設された市参事会、市救貧局、警視庁である。本章では、具体的な事実経過をのべる準備作業として、そうした行政機構についての基本的な情報を整理しておきたい。

都市条例^①によると、ベルリン市の行政機構は、六%前後をしめる市民が名誉職として参加することが基本的な原則である。市民とは、土地所有権と営業権を伴う市民権をもつ者のことをいう。市の行政機構は、意志決定機構である市議会、業務の実行官庁である市参事会、個別の重要業務を処理する委員会、そして一〇二ある管区の業務を処理する管区長からなる。市議会は管区から一人ずつ選出される市議会議員によって構成される。市参事会には一五名の歳費をうけとらない市参事会員が属しているが、それとは別に市長以下一〇名の有給の市参事会員がメンバーとなる。また、重要な業務には市議会議員、市参事会員、一般市民からなる委員会がもうけられる。

Geschichte der rheinischen Unterschichten gegen Ende des 18. und zu Beginn des 19. Jahrhunderts, Stuttgart 1990; Mary Lindemann, *Pariahs and paupers*, Hamburg, 1712-1830, New York/Oxford 1990.

③ スカルパの研究は、ベルリン市民協会といったベルリン市全体を舞台に結成された協会とルイーゼン市区の名士の関係を、そうした協会で活躍した人物数名の経歴と彼らの協会内の立場を叙述することで検討し、地域と都市全体の連関を示唆している。ただし、あげられている人物の一般性が十分検討されていないため、両者の関係が説得的に論じられているわけではない。Scarpa, a.a.O., S. 78-113.

委員会のうち救貧行政については行論の必要からのべておく^③。従来プロイセン国家が担っていた救貧業務は、一八一九年からベルリン市の管轄に移り、都市条例の規定に基づき新たな制度が整備される。まず、市全体の業務を統括する市救貧局がもうけられる。その下に委員長のほか最低五人のメンバーからなる救貧委員会が地区単位で設置され（全市で五六）、扶助の認可など実際の救貧行政を担当した。市域が三二の医療地区に分けられ、三一名の無料施療医などが医療活動にあたる。

都市側の行政機構とは別に、一八〇九年に内務大臣直属の王立ベルリン警視庁が設立され、治安維持のみならず、道路の管理や照明、消防といった都市内の日常的な業務を含む「警察」の領域を管轄する。

このように「警察」が国家の管轄におかれたために都市条例が効力をもっていた一八五〇年までの間、市の管轄下におかれた業務は宿営（一八一七年）、救貧（一八一九年）、教育（一八二九年）程度にすぎない。次章以下で示すように、ファミリエンホイザーは市の救貧行政を騒がせることになる。その救貧というのは、一九世紀におけるベルリン市政の中核の位置を占めるものである^⑥。しかも、一八二〇年代の救貧行政は、業務のひきうけ以前には予想できなかった人口増に伴う支出の増加によって特徴づけられた。こうした点は市参事会による一八二八年の報告に示されている^⑦。この報告の強調点は「税金を払わない人の急速な増大が自治体にかんがりの支出もたらす」という状況である。人口増加に伴い貧困を理由に自治体税である家賃税を免除された世帯が急増し、しかも彼らは貧しいがために救貧行政から扶助をうけ、市の財政に圧迫を加える可能性が大であったのである。このような状況であったため、一九世紀前半を通じてベルリンの救貧行政は貧者への扶助を積極的におこなわなかった^⑧。第一章で検討した第一の暴動の際に、市当局が家賃税徴収に乗りだしたのも、その背景にはこうした市の財政事情があったのである。

ファミリエンホイザーにおける扶助の実態については、若干後の時代になるが、一八三四年の調査では三九〇世帯中五世帯と、全体の約六分の一が扶助をうけているというデータが残っている^⑨。この調査によると当時の住民数は一五八一

人であり、全住民に占める扶助対象者の割合は三・四七％である。これを同時期のベルリンの数字と比較すると、市全体では人口の一・八二％（四五二五／二四七三〇〇）が扶助をうけており、ファミリエンホイザー住民の数字のほうが高い。この数字が救貧行政の担い手に負担感を感じさせるものであったのかは判断できない。ただ、次章以下みるように、給付の実態というよりは、この未曾有の建物に大量に人が住むという事態が、市当局や警察の対応の誘因となったのである。以下二章で舞台をファミリエンホイザーに戻し、この建物をめぐるこうした行政機構の対応を事件史的に検討を加えることにしよう。

- ① Pahlmann, aaO, S. 28-33.
- ② 都市条例では市民の他に市民権をもたない居留民という階層を設定しよう。
- ③ Clauswitz, aaO, S. 120-123. 川越前掲書、八〇―八一頁。
- ④ Clauswitz, aaO, S. 113f.
- ⑤ Harald Schinkel, Polizei und Stadterfassung im frühen 19. Jahrhundert: Ein historische-kritische Interpretation der preussischen Städteordnung von 1808, in: *Der Staat*, 3, 1964.
- ⑥ Clauswitz, aaO, S. 110-197.
- ⑦ *Statistische Übersicht von der gestiegenen Bevölkerung der Haupt- und Residenzstadt Berlin in den Jahren 1815 bis 1828 und der Commune-Einnahmen und Ausgaben derselben in den Jahren 1805 bis 1828*, Berlin 1829, in: Geist und Kurvers, aaO, S. 125-145. この報告によると一八一五年から一八二八年にかけてベルリンでは九六六四世帯増加したが、家賃税を支払う世帯は四二増えたにすぎない。残りの九二四三世帯はなんらかの理由で家賃税を免除されたことになる。また、貧困のために免税となった世帯は一五年には二二二であった

のが、二八年は八五五六と二三年間で四倍となっている。全世帯に占める免税の世帯の割合をだすと、一五年には五・三七％（全世帯三九五四九）にすぎなかったが、二八年には一八・四四％（全世帯四六四〇四）と増大している。他方、救貧行政への支出も二〇年には一三五〇〇ターラーであったのが、二八年には九五〇〇ターラーと七倍に増大し、救貧関連支出が市の支出全体にしめる割合も五・二％から二五・五％と急増した。もともと、この数字は額面通りうけるわけにはいかない。当初救貧委員会は試験的に四つしか設定されず、その後制度が徐々に整備され、最終的に完成をみるのはようやく一八二六年になってからである。制度的にはまだ不安定な一八二〇年の数字と、完成後の二八年の数字を比較しても、救貧負担の増加を公平に示せない。ここでは、救貧負担の問題が、市参事会にとつてこうした数字を使って対外的に主張しなければならぬ事柄であったことを確認すれば十分である。

- ⑧ 川越前掲書、第四章。
- ⑨ Geist und Kurvers, aaO, S. 166. 住民に対する救貧扶助については拙稿「住宅事情（二）」一六一―一七頁で若干の検討を加えた。一

八二〇年代の状況を客観的に示すデータは管見のかぎりない。第四章で検討を加える市当局による文章にも救貧扶助のデータが記されているが、本稿が示すようにそうした文章は、ファミリーエンホイザー住民への扶助が市の財政を圧迫していることを強調するために書かれたものであり、データが誇張されている可能性は否定できない。第一章註

⑤の暴動の記述で扶助をうける人数や金額の数字をのべたが、これもそうした数字の性質について確かなことがわからないので、その数字から一ヶ月分の扶助金を計算することはできない。
⑩ 川越前掲書、八二頁。

四 「トロイアの木馬」の出現と行政機構の対応（一八二〇年代）

本章では、ファミリーエンホイザーを巡るベルリン社会の反応を、その建築直後から、一連の動きがひとまず一段落したと考えられる一八二八年頃まで辿ることにする。

ファミリーエンホイザーという建物群の建築は最初から意図されたものではなく、住宅需要の増大による偶然の産物であった。もともとファミリーエンホイザーの建築用地は、侍従ヴェルクニッツが、ベルリンの北方に位置する自分の領地から産出する木材を売却するために、木材置き場として購入したものであった。一八二〇年にその土地に木材置き場用の施設とともに、クライネスハウスとよばれた小規模な賃貸住宅用の建物が建てられた。その住居への需要が予想以上であったため一八二二年に建てられたのが、九〇住居を有するカオホマンスハウスという大規模な建物であった。この建物でも需要を賄えなかったため、さらにランゲスハウス（一五〇住居）、クヴェアハウス（七五住居）、そしてシュールハウス（七五住居）という三つの建物が建てられたのが一八二四年のことである。

ファミリーエンホイザーは、建設中から市当局や警視庁の注目を浴びるが、事態が本格的に展開するようになるのは、市参事会による一八二四年九月の国王への定時報告によってである。この時点で、最後のシュールハウスが竣工（同年五月）しており、ファミリーエンホイザーはその全貌を既に現していた。この報告では次の三点がのべられている。第一に、市の救貧行政が、ファミリーエンホイザーの合計二五〇から三〇〇の家族ないしは個人に一ヶ月で合計約二五〇ターラーの扶助

をあたえている。次に、病人数が次第に増大し、伝染病が流行する不安がある。住民の大部分が市内をうろつくためその病原菌が市内にひろまる恐れがある。最後に、下層階級の人が多く詰め込まれているため非道徳的な状況となっている。^②

この報告には、救貧対象者の増加への恐れと、下層階級の人が一ヶ所に詰め込まれることから生じる衛生・道徳上の危険性の認識という、その後の市当局がファミリエンホイザーにもつ認識の枠組みが既に示されている。^③

一〇月八日、この報告をうけて国王フリートリヒ・ヴィルヘルム三世は内務大臣シュクマンにファミリエンホイザーに注意するように促した。^④一三日、内務大臣は住民の健康状態、住民による公共の安寧の攪乱、児童の通学問題という三点の調査をベルリン警視庁に指令した。^⑤実際に調査がおこなわれたか不明だが、二六日には警視庁は又貸し人とベッド借りを翌年一月一日までに排除するように所有者に通告した。^⑥

この通告に対して所有者ヴェルクニッツは警視庁（十一月一日）と内務省（二六日）に同内容の抗議文章を提出した。^⑦第一に、彼は具体的な例をあげ、又貸しやベッド借り人は都市内で慣習的に認められた権利であり、誰も禁止できないという。第二に、ファミリエンホイザーは市内の悲惨な労働者住居よりもよい状態にあり、静寂と秩序が支配する。これら二点を念頭におき、彼は又貸しを禁止した場合、追いだされた人への補償や彼らを矯正施設に収容する可能性などの問題点を指摘する。彼は、一住居に二家族以上入居することの禁止とそのうけいれに条件をもうけることを妥協案として提案する。

一二月二日、彼の主張が通り、内務大臣は警視庁に禁止を撤回するように勧告したが、翌一八二五年一月二〇日、警視庁は次のような形で自分の処置の正統性を主張した。

まず、多くの家族が集まって住むのは身体的および道徳的な点で不安をかきたてる。衛生上、二一〇人以上の住民が住んでいるのは普通ではない。保安上次の四点が問題である。a この建物の住民の犯罪行為はそれほど語られてこなかった。b 公共秩序の攪乱はそれほどなかった。c 人がこれだけ集まって住むことの悪い影響は注目に値する。d 一三

歳までの学齡児童三八〇人のうち四割未満の一四九人しか学校に通っていない。

ここで注意したいのは、問題がまだ生じていないという認識にもかかわらず、警視庁がこのような対応にでたことである。警視庁や市当局の対応は、人口増大に伴い出現したこうした建物への不安感からおこされたものとみてさしつかえない。

以上の問題を指摘したうえで警視庁は、風紀および安全警察上の特別規定の必要性を強調する。ファミリーエンホイザーは住民数が多く、かつ士官がいないので兵舎よりも状況は悪い。それでも家主による家内警察が行使されるべきである。そのために所有者に指示をあたえるのは当局の義務である。さらに、同性の数人が一つの住居を利用するのは問題ないが、男性、女性、男児と女児からなる数家族が利用する場合に性的関係の乱れが生じることを懸念する^⑨。

この文章にはファミリーエンホイザーのように大人数が一ヶ所に住むことから生じる衛生、道徳、防犯の問題への恐れとそれに対処する改革の主張という警視庁の立場が窺える。救貧行政に関与していないため救貧負担の問題はでないが、他は市当局と同じ認識である^⑩。

二月二〇日、内務大臣は他の家で適用できないことをファミリーエンホイザーに適用できないとして警視庁の要求を退けた^⑪。

こうして内務大臣の判断で一旦決着したかにみえたこの問題を今度は市参事会が蒸し返す^⑫。市参事会は参事会員カイベルに調査を依頼することで、この問題に独自の取り組みを示すことになる。二五年二月初頭、カイベルはファミリーエンホイザーを訪れ、一二月七日に報告書を作成した。二六年一月の国王への定時報告にも修正してのせられた彼の報告を整理しよう^⑬。

まず、彼は規模が大きく、人口の多い都市において下層民衆の倫理の程度が低いという認識のもと議論をはじめた。そうしたなかで人が一ヶ所に密集するとそこに墮落が生じる。そこでファミリーエンホイザーが問題となるが、彼はこうした

建物を許してはならないとする。

建物の状況をのべたのち、彼はファミリーエンホイザーに居住者心得が完全に欠如していることを指摘する。そこではもつともひどい不潔が支配し、住居の様子は恐怖をひきおこすために叙述できない。こうした居住者心得の欠如や家主の賃借人に対する無関心こそが、家賃が高いにもかかわらず、全住居がうまる理由であるという。^⑩

さらに、住民の一〇分の一は救貧行政からの援助をうけている。衛生状態は悪く、病気が市内で働く人によって広がり、首都にとつて最大の危険である。彼は、ファミリーエンホイザーを観察する際に一、道徳性、二、火災の危険、三、警察上の危険、そして四、衛生状態を考慮する必要があるとする。

以上のような評価のもとカイベルは次のような一七項目の改革提案をだしている。

- 一、ファミリーエンホイザーをさらに建設することを禁止する。
- 二、住居を二部屋単位にして居間と台所をもうける。
- 三、切り屑の収納スペースを確保する。
- 四、防火上危険な施設を排除する。
- 五、入り口が一つしかない建物にもう一つ入り口をもうける。
- 六、庭と廊下に照明を設置する。
- 七、少なくとも二つ消防ポンプを設置する。
- 八、住民数を減らす。そのために一住居に一家族より多くを住まわせない。又貸し人やベッド借り人は禁止する。
- 九、居住者心得をもうける。
- 一〇、季節単位の賃貸をおこなう。
- 一一、毎年部屋を漆喰で塗りかえる。

- 一一、庭を舗装し、清潔にする。
- 一二、トイレを改造する。
- 一三、トイレを取り除く。
- 一四、汚水だめを取り除く。
- 一五、こどもが種痘をうけた家族のみをうけいれる。
- 一六、こどもが種痘をうけていない家族はうけいれない。
- 一七、以上の規定を実現するために厳重な警察の管理のもとにおく。

この提案は二点に整理できる。第一に、部屋ごとの機能分担を明確にし（二）、一住居を一家族だけが利用する（八）という点で各部屋を当時の市民層の住居に近いものにしようとした。第二に、建物そのものを防火（三―七）、衛生（九・一―一五）、道徳（九・一六）の面で安全に改造しようとする。

カイベルの調査が、内務大臣にファミリーエンホイザー問題を再びとりあげることを決意させた。一八二六年二月一八日、この調査にもとづいて内務大臣は、こうした施設の有害さを示す事実の提示と、問題解決のための警察規制案作成を市参事会へ要求した。市参事会はその任務を市救貧局にまかせる。市救貧局は、この地域の医療を担当していた無料施療医テユメルに調査を依頼した。彼が、実際にどの程度ファミリーエンホイザー住民に医療行為をおこなっていたかは不明だが、住民に直接関わりをもっているとおもわれる人物に調査を任せることで、市は事態をより正確に把握しようとしたといえる。一年近くたった二七年一月一日に彼は報告書を完成した。ファミリーエンホイザーを「トロイアの木馬」と評価するこの報告を、カイベル報告と比較して内容を整理しよう。

まず、現状認識についてはカイベル同様、ファミリーエンホイザーでは衛生や道徳の面で大きな問題を抱えていると認識している。そうした問題の原因は、建物の構造と、そこに人が詰め込まれていることである。ただし、彼は住民数を三〇〇人と実際の二千人前後よりもかなり大きい数字をあげている。他方、テユメルの報告では市の救貧負担の増大という

問題がとりあげられていない。市の中枢部にいた参事会員カイベルとちがい、テュメルは市の行政組織の末端に位置し、市の財政問題には関与していなかったと考えられる。

次に、建物の改善案については、カイベルとはほぼ同内容のものを提唱する。ただし、カイベルが建物の改造だけを考えたのに対して、テュメルは学校教育や宗教教育の必要性和、専任の警官による取り締まりの強化を主張している^⑩。その後、ファミリエンホイザーの建物に学校と教会が設けられ、第一章でのべた二つの暴動において警官が騒動沈静にはたした役割を考えると、このテュメルの主張はその後の展開を先取りしたものと見える。

三月二十六日、テュメルの報告書は市長の添え状^⑪とともに内務大臣に提出され、四月七日、テュメル報告をうけて内務大臣は警視庁に指令を発した^⑫。三八〇〇という住民数に驚いた内務大臣は、賃貸、又貸し、ベッド借り人に関するファミリエンホイザー独自の規則の必要性を認めた。以上の動きと並行して、市参事会は、フォークトラントに教会を設置するように国王と教会当局に働きかけている^⑬。

この間、テュメル報告の住民数が誤りであることが明らかになる。市当局は正確に状況を把握しようとしたのだが、結局事態を動かしたのは間違った情報だったのである。テュメルは四月一七日の報告でファミリエンホイザーの住民数と、この建物が面するガルテン通りの数字とをとりちがえていたことを認め、実数は二一〇八人であると訂正した。市参事会は四月の定時報告でこの訂正を国王に伝えた^⑭。ただ、この訂正は事態の進行に影響をあたえず、一年後の翌一八二八年四月二十九日、警視庁はファミリエンホイザーの規則と、執行を担当する警察のための規定を作成した^⑮。

前者の内容からみると、世帯主の妻と子どもは警察の承認なしで入居可能である。それ以外の人は警察の許可が必要である。さらに世帯主は自分と又貸し人の入退去を警察に通告する義務があり、家主は完全な住民リストを作成し、定期的提出するように求められている。後者では警官による申請承認の基準が定められており、そこではとくに衛生や道徳の観点で前面にでている。その規定をみると、一部屋の住民は八から一〇人までであり、生殖可能年齢の男女は、親戚や家

族の関係にあつてふしだらなつきあいが生じない場合のみ、同じ部屋の住民となることが許され、ベッド借り人や又貸しは世帯主が独身の場合のみ許可される。

ヴェルクニッツは、規則の作成中の二八年二月二三日に規則は不要であると以前からの主張を繰り返していたが、実質的に又貸しやベッド借り人を禁止したこの規則はその後厳しく適用される。テュメルの同年八月一九日の報告によると、新管理人のもとこの規則が遵守されたようである。その結果、八月六日までに住民数は一七四九人まで減少したとテュメルは報告している。また、警視庁は一年後にもこの規定が守られていることを確認している。一八三四年と一八四二年の住民調査にも、一八四三年に実際に訪れて書かれたグルンホルツァーの探訪記にも又貸しの例はみられない。規則は市当局や警視庁が期待した成果をあげたようである。^⑤

カイベルらが要求した建物の改造はなかつたものの、四年にわたる議論の末、二八年四月二九日の規則によって市当局や警視庁にはファミリエンホイザーの孕む問題に一応の上限が設定されたことになる。入居者の規制によって、衛生や道徳の問題の悪化を防ぎ、扶助を要求する恐れのある人の過度の流入を抑制できるようになったと考えられたのであろう。それで、市当局は住民から家賃税を徴収することを試みる。^⑥ まず、市当局は住民から家賃税を直接徴収しようとしたが失敗した。市当局は住民のかわりに年一五〇ターラーの家賃税の支払いを所有者に要求した。彼が拒否すると、市当局は再度家賃税徴収を試みる。取り立ては同年七月二九日におこなわれたが、その際に第一章で紹介した騒動が発生する。

住民の抵抗にあつたものの、市当局はそれで家賃税の徴収をあきらめたわけではない。九月二九日、市参事会は取り立てを一日でおこなうことを強調して、ハンブルク門の門衛の強化と、ファミリエンホイザーの近くに軍隊を配置する必要性を警視庁に訴えた。この訴えからは、市当局が住民の抵抗に直面して軍事力の必要性をようやく認識したことを指摘しておきたい。その後、家賃税徴収を一度におこなわない市当局と、そうした徴収の仕方では住民の騒動をひきおこしかねないことを懸念する警察の間で文章のやりとりがあつたが、一月五日、駐屯軍が協力を拒否したため負担増を嫌う警視

庁は市参事会に援助の拒否を通告した。この問題からは市当局は成果を納めないまま手を退かざるをえなかった。^②

一方、二八年七月二一日の内務大臣の通達でヴェルクニッツの規則案批判が当局に対する侮辱であるとして告訴する必要がのべられていた。それをうけて八月八日、警視庁は上級地方裁判所にヴェルクニッツの調査を依頼した。起訴状は九月三日に起草され、審理は二九年五月一日に終わり、九月二四日、判決が下った。五週間の禁固と裁判費用の支払いが言い渡され、それに対して彼は上訴したが三〇年五月六日に却下された。賃貸住宅経営に嫌気がさしたのか、所有者は三一年一月一日にファミリエンホイザーを売却しパリに移住してしまう。^③

ファミリエンホイザーを巡る市当局、警視庁、所有者などの言動を辿ってきたが、こうした事件の成果は一八二八年の規則、市当局による家賃税徴収の断念、そして所有者の交替だけではないようである。一部の市民がこの建物に関心を示し、慈善事業をおこなうようになったことが一八二七年頃から史料にあらわれるようになる。

まずファミリエンホイザー内の教会である祈りの時間からみていこう。設立時点は不明だが、テュメルは、一八二七年一月八日の報告で祈りの時間について次のようにのべている。シュールハウスのなかで週三回（水・土・日曜の七時）、共同の礼拝とキリスト教精神高揚のために集会を開く教会がつくられた。設立のきっかけをつくったのはこの建物に住む織工ジークムントである。彼は当初自分の部屋で祈りの時間を開いたが、参加者が多くなると自分の部屋では収容しきれなくなり、共同で専用の部屋を借りた。この祈りの時間の試みに対して所有者ヴェルクニッツは二つの部屋を月一ターラー（年二四ターラー）と通常の家賃（年三〇から三八ターラー）よりも安く貸したうえで、その二つの部屋の間の壁をとりはらって一つの小さなホールにし便宜を図っている。このように設立の経緯をみると、住民の自発的な動きから生じたものであるが、一八四三年に祈りの時間に参加したグルンホルツァーの観察によると、上流女性の慈善活動の場となっていたようである。^④

次に一八二八年設立の救貧学校をみていこう。^⑤ 軍人、貴族、官僚などによって設立されたこの学校の目的は「市民社会

が有用なメンバーによって増大すること」である。この学校には少年クラスが二つ、少女クラスが二つもうけられた。教師は少年クラスに一人、少女クラスに一人おり、教室はヴェルクニッツがシュールハウスの部屋を教室に改造したうえで少年クラスは無料で、少女クラスは安い金額で賃貸した。設立当初は少年クラスに一二六人、少女クラスに一一八人が通った。以上は昼のクラスだが、夜間学校ももうけられた。ファミリーエンホイザーの住民の子供だけが通学できる。学校の運営資金は寄付により、こどもの教育は無料である。教科内容は、宗教、読み・書き、計算、話し方、聖書と教理問答の暗記、そして歌唱である。この学校は、一八四〇年代にファミリーエンホイザーの敷地に別の学校が設置されるまで存続する。

貧者に対する慈善はベルリンのみならず、ヨーロッパに伝統的にみられた慣習^②であり、ファミリーエンホイザー建築直後からそうした行為がこの建物の住民に対しておこなわれていた可能性は十分考えられる。それがある時点から史料にあらわれるようになった背景としては、二七年一月一日付のテュメル^①の報告が五〇部印刷され一般に流布したこと、および二八年七月二九日の騒動がベルリン市民の耳目を集めたことを想定できるかもしれない。他方、所有者は、そうした慈善事業に便宜を図っているが、彼の意図は史料からは窺えない。市当局や警視庁の攻撃をかわし、彼の所有物が健全であることを強調するためにそうした処置をとったという可能性は十分考えられる。こうした慈善事業もファミリーエンホイザーを巡る一連の事件の帰結と考えることも可能なのである。慈善事業としては、他に男女の病氣見舞い協会、託児協会、禁酒協会などが存在したことが史料から確認できる。こうしたファミリーエンホイザーにたいする慈善事業にどの程度の市民が関与したかはわからない。

事件の順に叙述してきた本章を、都市社会内の立場のちがいがらくる言説や行動の相違に留意してまとめをしておきたい。

内務大臣や国王は一連の動きの中で明確な態度をとっておらず、他方慈善事業に関与した一部の市民をのぞき、ベルリ

ン市民一般のこの建物への関心は高いとはいえない。また、市の行政機構の中でも名誉職だけからなる市議会や管区長^⑧は事件の展開に顔を覗かせていない。「トロイヤの木馬」への対応の主役は市参事会・市救貧局と警視庁である。こうした市当局や警視庁の議論の根底にはファミリエンホイザーへの不安がある。市当局においては、住民への救貧負担の問題と、施設や住民の衛生・道徳・防災についての危険性が強く認識される。ただし、都市行政の末端の者には、救貧問題はそれほど意識されていない。こうした認識のもと建物を市民層の住居に近いものに改造しようとする。警視庁の対応は、救貧負担の問題はでてこなくなるものの、市当局同様、この建物の衛生・道徳・防災上の危険性を強く意識する。行政の最末端で、住民と関わりがあるとおもわれる人々は、住民の状況がある程度認識し、市当局や警察の中核にある人とは判断がちがう点がある。市当局や警視庁の動きに対し所有者は又貸しやベッド借り人の禁止要求に徹底的に反対し、家賃収入を確実にしようとし、住民はうけいれがたい処置がとられると暴動をおこす。

以上、ファミリエンホイザーという未曾有の存在に対してその衛生、防災、治安上の不安感から市と警視庁がとった行動は、一八二八年頃には一応の決着を見た。すなわち、規則の制定によってこの建物の孕む問題に上限が設定され、他方市当局は家賃税徴収を断念したのである。ところが、一八三一年になると事態は新たな展開をみせるようになる。ヴェルクニッツからファミリエンホイザーを買収した新所有者ヴィーゼケが問題を引き起こすのである。その状況についてべるのが、次章の課題である。

① Huicker, *aa.O.*, S. 140.
 ② Geist und Kürvers, *aa.O.*, S. 125f.
 ③ 前掲拙稿「都市社会」一七頁を参照。
 ④ Geist und Kürvers, *aa.O.*, S. 125.
 ⑤ Ebenda, S. 126.
 ⑥ Ebenda, S. 127.

⑦ Ebenda, S. 127-130.
 ⑧ Ebenda, S. 130f.
 ⑨ Ebenda, S. 131f.
 ⑩ 前掲拙稿「都市社会」一七頁を参照。
 ⑪ Geist und Kürvers, *aa.O.*, S. 133.
 ⑫ Ebenda.

- ⑬ *Ebenda*, S. 134f.
- ⑭ 以前検討したようにファミリエンホイザーの家賃は当時のスルリンでも標準的なものであり、この主張は実態を的確に判断した上の評価というより彼の思いこみによると考えたほうがよい。拙稿「住宅事情(一)」一六頁。
- ⑮ *Geist und Kurvers, aaO*, S. 136.
- ⑯ *Ebenda*, S. 194-199.
- ⑰ *Ebenda*, S. 137. テュメルの改革提案は次のような内容である。①住民数の減少・ベッド借り人なしで一家族が一住居に住む。②一住居内に暖房できる部屋、暖房できない部屋、台所、屋根裏の物置、地下室をもうける。③合理的消火装置の設置。④トイレの設置。⑤汚水ダムの排除。⑥家畜小屋の解体。⑦ごみ箱の改善とそれの毎日の掃除。⑧道路と庭の舗装。⑨廊下と庭に照明の設置。⑩この建物専門の警官の任命。⑪学校にこくくに注意を払う。⑫魂の救済。
- ⑱ *Ebenda*, S. 136f. この添え状でも「トロイアの木馬」という表現が繰り返されている。
- ⑲ *Ebenda*, S. 138.
- ⑳ *Ebenda*, S. 137. こうした動きは、一八三五年にフォークトランドにエリザベート教会が建設されたことで結実する。 *Ebenda*, S. 179.
- ㉑ *Ebenda*, S. 138f.
- ㉒ *Ebenda*, S. 140. この規則と規定はガイストらの史料集にも収録されておらず、*ノット*は彼らの整理による。
- ㉓ *Ebenda*, S. 141f.
- ㉔ *Ebenda*, S. 141.
- ㉕ *Ebenda*, S. 164-166. 拙稿「ハインリヒ・グレンホルツァー『フォークトランドにおける若きスイス人の経験』(一八四三年)——一九世紀中葉ベルリンの労働者住宅探訪記解題」、『新潟大学教育人間科学部紀要』二一一、一九九九年、四頁。
- ㉖ *Geist und Kurvers, aaO*, S. 146.
- ㉗ *Ebenda*, S. 148f.
- ㉘ *Ebenda*, S. 149.
- ㉙ *Ebenda*, S. 372f.
- ㊀ グレンホルツァーが観察した祈りの時間の模様については Heinrich Grunholzer, *Erfahrungen eines jungen Schweizers im Voigtlande*, in: *Betina von Anim, Dies Buch gehört dem König*, Berlin 1843, S. 587-592. 拙訳「ハインリヒ・グレンホルツァー『フォークトランドにおける若きスイス人の経験』(一八四三年)——一九世紀中葉ベルリンの労働者住宅探訪記」、『新潟大学教育人間科学部紀要』二一一、二〇〇〇年、一七八—一七九頁。
- ㊁ *Geist und Kurvers, aaO*, S. 373-377.
- ㊂ プロニスワフ・ケレメク「哀れみと縛り首——ヨーロッパ史のなかの貧民」(早坂真理訳)平凡社、一九九五年。Huchker, *aaO*.
- ㊃ *Geist und Kurvers, aaO*, S. 378.
- ㊄ 管区はフォークトランドには設定されておらず、この建物と関わる管区長はいない。

五 二代目所有者ヴィーゼケと市当局（一八三一年）

新たにファミリエンホイザーを購入したのは、元領地所有者H・F・ヴィーゼケである。^①ベルリンに来る以前は彼はマクデブルクに住んでいた。この建物の新所有者が購入後直面したのは、住民の家賃滞納という事態であった。彼が一八三一年六月二〇日にまとめたリストによれば、一二九世帯約一〇四七ターラーの家賃が滞納されていた。^②これに対処するため彼は六月二六日に市参事会に書簡を送り援助を求めた。^③ヨーロッパ初のコレラ流行がドイツに近づきつつあるという状況がこの書簡の背景をなしている。この書簡でヴィーゼケは、ファミリエンホイザー住民がコレラの発生源と救貧行政の負担となると脅しをかけて、建物の衛生化の代償として未払いの家賃を市当局に払わせようとしている。彼は、この書簡を送るのと同時に所轄の第五九救貧委員会の委員長を訪れ、立ち退きの対象となる家族を伝えた。七月七日、ヴィーゼケはとるべき手段を相談する特別委員会の設置を市救貧局に訴え、七月一日、市救貧局は市参事会にこの要求を伝えた。^④

その報告^⑤で市救貧局はヴィーゼケの言動について、前所有者であるヴェルクニッツの態度のほうが「合理的、人間愛による、そして公共福祉に危険ではない」行動と評価した。ヴェルクニッツは短い間隔で徴集することで家賃を定期的に払えるようにし、立ち退きも厳しくしなかったし、貧しい人の家具を差し押さえることもなかった。それに対して、ヴィーゼケは家賃を徹底的にかき集め、滞納者の立ち退きをやると脅しをかけ、そして家具を差し押さえ、彼らを乞食に追いやるうとする。ヴェルクニッツやヴィーゼケの家賃徴収の態度が実際にどうであったのかはわからない。前所有者が、建物を改造して学校や教会の設置に便宜をはかったことがこうした評価の相違の背景にあるのかもしれない。市救貧局は、特別委員会の設立については第五九救貧委員会で十分であるとした。ただし、市救貧局は、矯正施設が満杯のため即座に処置をとる必要があると考えていたが、他の家屋所有者が同様の要求をだしてくることを恐れるばかりであった。^⑥

七月二三日付けの市救貧局への回答^⑦からは市参事会もこの事態への対処に苦慮していた様が窺える。市救貧局同様、市

参事会は他の家屋所有者が住民に同様の処置をとることを恐れていた。市参事会は、ヴィーゼケが国家に一万五千ターラーの借款を申し入れていることを知ると、それにどういふ決定がなされるか情勢をみるとともに、警視庁にも事態への注意を促した。

ヴィーゼケの要求に市参事会と市救貧局は、対応する必要性を認識しつつも、態度を決めかねていた。こうした市当局の煮えきらない態度に業をにやしたヴィーゼケは家賃未払い者の立ち退きを強行するが、家賃税徴収の時と同様、住民が騒動をおこし、今回は本格的な暴動にまで発展する。この暴動の経過は第一章で紹介しておいた。前回の騒動と異なり、今回は一六人の逮捕者がでてゐる。その逮捕者のうち二二人が繊維業関係に従事し、三人が靴屋を営み、そして労働者が一人おり、これは住民の職業構成に対応したものである^⑧。

この暴動がおこる前に警視庁は、ヴィーゼケが以前住んでいたマクデブルク市長へ彼について問い合わせをした。七月三一日付けの回答は彼への不信を強める内容であった。ここでは彼は利益目当てで自分の家に火をつけた疑いで裁判にかけられたという情報がのべられ、ペテン師であるという評価がなされている。これをうけて市当局は強気にでる。八月七日、ヴィーゼケは以前からの要求を市当局に送った。八月一〇日、市救貧局は家賃の未払いを保証しないと所有者に伝えた^⑩。

この頃、以上の問題に対処するため第五九救貧委員会は、ファミリエンホイザー住民であり、一八二八年に建物内にもうけられた私立救貧学校の教師であるゲアラッハとベッツオウをメンバーに加え組織を強化した^⑩。初等教育は一八二九年から市の管轄下に移り、こうした私立学校の教師も市の職員ではないものの、市の傘下に入っていた。彼ら二人はファミリエンホイザーの家賃未払い人リストを作成し、それは救貧委員長を経て市救貧局に送られた。そのリストでは全部で一八二人の家賃未払いの世帯主が記入され、うち七九人が労働や秩序への意欲があるという理由で扶助をあたえるに値すると評価されている^⑩。

八月一七日の市救貧局の会議では立ち退き予防の処置をとらない、という意見が多数を占める。暴動をおこすのは救済に値しない人々であり、救済に値する人々に援助しても暴動の発生は防げないと判断する。少数意見は、救済に値するまじめな住民は助けるべきと考える。市参事会は一九日に多数意見と同様の態度をとった。¹³⁾

第五九救貧委員会の強化については次の点を指摘しておこう。一八二〇年代に比べると市当局は、救貧学校の教師であり、住民でもある人物を通じてファミリーエンホイザーの実態をより正確に知ることが可能となった。一八二〇年代にファミリーエンホイザーを調査したテュメルはクライネスハウスに設置されたコレラ治療施設に関与しており、この時期も無料施療医として活動していたようである。組織の強化の際このテュメルではなく、住民でもある救貧学校教師を選出した理由としてはより正確な情報を求めたという事情が想定できよう。ただし、二人の教師が住民への援助を求めていたのに、市救貧局や市参事会は救済を控えており、両者の見解は異なる。

九月二一日、ファミリーエンホイザーに最初のコレラ患者が確認され、そのため立ち退きはしばらく延期された。¹⁴⁾ファミリーエンホイザーにおける市当局の対応や罹患率については第一章でのべたとおりである。

一月二五日、市参事会はヴィーゼケの要求への態度を最終的に決める。市参事会の立場を整理すれば次のようになる。まず、大都市では下層民衆の道徳の低さは嘆かわしい、かつ一般に認められた事実である。そして、市内に下層民衆が散らばれば、(市民の)よい例の影響で彼らのわるい影響はそれほど危険ではない。しかし、一ヶ所に集まると、彼らは低く沈み、悪い例で引き裂かれ、そして全体が非道徳化する。ファミリーエンホイザーに五〇〇家族集まったため悪状況が生じた。この建物には、礼拝所、学校、救貧委員会、コレラ治療所といった、市内に貧者を分散するには余分な施設がつけられ、市当局に負担をもたらしている。この例を他の住居の住民も要求すれば、自治体の支出が増える。また、ファミリーエンホイザーの暴動が都市内の騒乱の誘引となりうると主張する。¹⁵⁾

ここから次の三点を指摘しておこう。まず、ファミリーエンホイザーのように一カ所に大人数が集まる建物が大きな問題

をはらむという、一八二〇年代以来の発想がみられる。ただ、それは道德の問題についてだけである。コレラの流行とファミリーエンホイザーの罹患率の高さは、衛生問題についての一八二〇年代以来の不安が現実化したものといえる。それにもかかわらず、衛生の問題はここにはでてこない。全市的な「青い恐怖」の猛威の前には、特定の建物に責任を転嫁するような議論は影を潜めたのかもしれない。コレラ治療施設を設置すれば十分衛生問題に対応できると考えるようになったとも解釈できる。ファミリーエンホイザーでコレラ患者が確認されたのが、ベルリン市内よりも一ヶ月近く遅れたことがこの建物のもつ衛生面での問題についての認識の変化をもたらしたという可能性も考えられよう。もともと、この点については現段階では明確なことはいえない。次に、下層民に対する市民の良い例の影響を強調しており、のちの住宅改革運動で説得力をもつ「混合居住」の発想がここにもみられる。この当時の市当局は、世紀中葉の住宅改革運動と基本的に同じ発想で行動していたといえる。最後に、以前同様の市の支出増加への懸念が語られている。

半年にわたる交渉の末、一月二七日に内務大臣から彼の考えが支持されないことを告げられると、彼も所有者同様ファミリーエンホイザーを売り払いバリに向かった。^⑩三三年三月一二日からしばらくの間、この建物は上級地方裁判所の管轄下におかれた。上級地方裁判所はファミリーエンホイザーを競売にだったが、すぐに買い手がつかなかった。^⑪

この章をまとめておこう。二度の騒動とコレラ流行における罹患率の高さは、一八二〇年代以来、この建物にもたれてきた不安が現実化したものといえる。そうした事態に対して、この時期の市当局では一八二〇年代にみられたような建物自体の改造という議論は影を潜める。そうした議論は、費用や手間の点から現実的ではなかったであろう。衛生面を問題視するという視点も議論の前面にできていない。また、一八二〇年代とはちがひ、ヴィーゼケの交渉相手もつばら市当局であったためか事態への対応が基本的に市当局内で処理されており、警視庁や国家は顔をみせていない。とはいえ、大枠では一八二〇年代からの議論がそのまま継続している。市当局の議論には、一ヶ所に大人数が集まって住むことが引き起こす問題への不安が窺え、さらにこうした住宅が市に財政負担をかけることへの懸念がみられる。行政機構内の住民

の状態を知りうる立場の者が中枢の者とは判断が異なる点も以前同様である。新所有者も、家賃収入の確保に腐心し、住民もつけいられない処置には暴動をおこなっているのである。

- ① Geist und Kürvers, *aaO*, S. 150.
- ② *Ebenda*.
- ③ *Ebenda*, S. 150f.
- ④ *Ebenda*, S. 152.
- ⑤ *Ebenda*, S. 152f.
- ⑥ *Ebenda*, S. 153.
- ⑦ *Ebenda*.
- ⑧ *Ebenda*, S. 156. 住民の職業構成については拙稿「住宅事情(二)」一四—一五頁。
- ⑨ Geist und Kürvers, *aaO*, S. 156.
- ⑩ *Ebenda*, S. 157.
- ⑪ *Ebenda*, S. 156.
- ⑫ *Ebenda*, S. 157f.
- ⑬ *Ebenda*, S. 158—160.
- ⑭ *Ebenda*.
- ⑮ *Ebenda*, S. 161—163.
- ⑯ *Ebenda*, S. 163—168.
- ⑰ ファミリエンホイザーは、三四年十一月一日から三六年四月一日かけて、段階的に法律顧問官ルートルフの書記・出納係ハイダーが購入した。一八四四年に死亡するまでファミリエンホイザーは彼の所有物であり、彼の死後一八七二年までその遺産相続人が管理した。
Ebenda, S. 164—169; S. 519.

むすびにかえて

本稿の叙述をここで手短に整理しておこう。

市当局や警視庁は、ファミリエンホイザーに道徳、衛生、防犯の面で不安を感じ、市民層の住居を前提とした議論で対処しようとする。この二つの行政機構そのものの性格や役割は異なるものの、ファミリエンホイザーという従来なかつた類の問題への対応は基本的に同一の論理に基づいていたのである。これに加え、市当局には救貧負担の増大の抑制という意識が窺える。行政の末端に位置する者の判断はどちらかといえば住民よりであり、中枢部とは異なる。市当局や警視庁の要求に対して、二人の所有者は家賃の確保に腐心し、住民はつけいれたい要求が突きつけられると暴動をおこし抗議

する。他方、一部の市民が慈善事業をおこなうものの、広範な市民がこの建物への関心をもつようになるのは一八四〇年代になってからのことである。^①

一八二八年の規則で市当局や警察にとつては、この建物のはらむ問題に一応の上限が設定されることになる。その後も、ファミリエンホイザーを不安視する言説は残るものの、暴動やコレラ流行に直面して市や警視庁が態度を硬化させていくわけではない。これは、当時の行政機構が、「トロイアの木馬」に対して規則を設定し、それを守らせる以上のことはできなかったことを意味するのである。当時の市参事会や警視庁は、問題は認識しつつも、労働者の社会問題を中心とした都市問題に積極的にとりくめなかったのである。テュメル②の報告書が政府に提出された直後の一八二七年四月、内務大臣は当時エルバーフェルトでおこなわれていた自治体による住宅供給を市参事会に薦めるが、市当局は、そうした住居を目当てに貧しい人々がベルリンに流入するのを恐れて拒否している。第一次世界大戦後の「社会的住宅建設」とは未だかなり隔たりがあるといえる。

以上の成果と、一八四〇年代以降に展開する住宅改革運動との関連をのべて本稿の締めくくりとしよう。市当局や警視庁にあつてはファミリエンホイザーそのものが標的となつたのに対して、住宅改革運動では市民層の最下層の人がこの種の住居へ転落することの防止がその目的となつた。こうした相違はあるが、ファミリエンホイザーの道徳、衛生、防犯上の危険性を強調し、それをもとに当時の市民層の住居を前提にした議論が展開するという点では、本稿が明らかにした市当局や警視庁の論理と、住宅改革運動の論理は共通の土台にある。一八三一年の市参事会においてはそうした議論の延長線上で市民層の良い影響を労働者にあたえるという発想が語られ、後の住宅改革運動でみられる「混合居住」の発想が既に見られる。

したがつて、量と質の面でそれまでに存在しなかつた住宅の出現という事態に対する、ベルリンの行政機構と住宅改革運動の対応は同次元の論理に基づくものであつた。相互の系譜関係についてはつきりしたことはいえないが、市参事会や

警視庁の反応も、住宅改革運動も、人口増に伴う住宅問題の発生に対するベルリン市民社会による反応の一環であったと考えてさしつかえない。このようなことを考えると、都市の行政機構の対応を捨象して議論してきた、従来の住宅改革運動研究の視角は一面的であるといわざるをえないだろう。

しかも、「混合居住」に象徴される発想は、住宅改革運動にうけ継がれるだけではなく、ベルリンの都市行政の担い手にその後も説得力をもち続けるようである。一八六二年、警視庁の依頼でJ・ホープレヒトはパリのオスマンの改造に比肩しうる都市改造案を作成する。十全な成果をあげたとはいいがたいこのベルリン改造であるが、彼の改革構想の軸の一つとなったのが「混合居住」なのである。もちろん、彼の構想がどの程度市当局や警視庁のメンバーに共有されていたかは今後検討していかなければならないものの、「混合居住」は一八六〇年代の都市行政の担い手にとって完全に現実性を失っていなかったことは主張してもさしつかえない。本稿が明らかにした市当局や警視庁の論理は、一八六〇年代に至るまで住宅問題や都市問題に関心をもつかなりの人を規定した発想なのである。

④ 以前指摘したように、「混合居住」という発想が説得力をもった背景には、未だ様々な階層が軒を接して暮らしていた一九世紀中葉の住宅事情がある。当時の住宅事情は、実際はどうであったかは別にして、そうした状況の下に様々な階層の人々が良好な人間関係を形成していると市民層におもわせるに足るものであった。それが変化し「混合居住」の説得力が失われるのは、ドイツ統一前後、賃貸兵舎とよばれた大規模な住宅用の建物が乱立し、以前のような人間関係がもはや成り立たなくなつたとおもわれるようになってからである。⑤ 都市化が本格してから以降の市参事会や警視庁の住宅問題への対応や、それと住宅改革運動との関係も変化していくことが予想されるが、それらの点について考察を深めていくのは今後の課題としたい。

① 拙稿「住宅改革運動」『都市社会』参照。

② Geist und Kuervers, aaO, S. 142-144.

③ Ebenda, S. 481-505.

④ 拙稿「住宅改革運動」五一頁および「住宅事情(1)」二二頁。

⑤ Scarpa, *aa O.*, S. 203-207; S. 233. 拙稿「住宅改革構想」。

（新潟大学教育人間科学部助教授

“Das Trojanische Pferd” und die bürgerliche Gesellschaft.

—Die Berliner Behörden und die Wohnungsfrage 1820 1831—

by

KITAMURA Masafumi

In Folge der Urbanisierung im 19. Jahrhundert kam die Wohnungsfrage bezüglich der Arbeiter in den deutschen Städten auf, und seit Anfang des 19. Jahrhunderts nahm auch die Bevölkerung von Berlin deutlich zu. Die neu entstehende Sozialfrage der Arbeiter war etwa seit den 1820er Jahren vom Magistrat und den Behörden, seit den 1840er Jahren auch vom breiten Berliner Bürgertum als Problem wahrgenommen worden, und dieses begann nun damit, einige Reformen in Angriff zu nehmen. Im Zusammenhang damit wurde auch die Wohnungsfrage als ein Problem erkannt. Als Symbol der schlechten Wohnungssituation der Arbeiter galten die “Familienhäuser”, die am Hamburger Tor standen und in denen mehr als zweitausend Menschen oder vierhundert Haushalte lebten. Diese Gebäude hatte H.O.v. Wülcknitz in der Zeit von 1820 bis 1824 erbaut. Sie waren schon zum Zeitpunkt ihrer Erbauung von einem Teil der Berliner Bürgergesellschaft beachtet worden. Wie schon die Tatsache, dass ein Armenarzt 1826 diese neuartigen Gebäude ein “Trojanisches Pferd” genannt hatte, gezeigt hat, wurden die Familienhäuser in der Berliner Bürgergesellschaft durchaus als eine öffentliche Gefahr wahrgenommen. Im vorliegenden Artikel wird die Reaktion der bürgerlichen Gesellschaft auf dieses “Trojanische Pferd” in den Jahren von 1820 bis 1831 analysiert. Dabei sollen die Erfolge der Analyse im Zusammenhang mit der Wohnungsreformbewegung um die Mitte des 19. Jahrhunderts, die ich bereits einer Analyse unterzogen und deren Ergebnisse ich in mehreren Artikeln veröffentlicht habe, beurteilt werden.

Während in den Jahren von 1820 bis 1831 weder der König und der Staat eine bestimmte Haltung in dieser Wohnungsfrage einnahmen noch die allgemeinen Bürger ein besonderes Interesse an diesen Gebäuden zeigten, reagierten auf der Seite der städtischen Behörden ausschließlich der Magistrat und die Armenverwaltung, sowie das Polizeipräsidium als staatliche Behörde auf die Familienhäuser. Diese Behörden hatten Angst vor den moralischen, hygienischen und kriminellen Gefahren der Familienhäuser und suchten die Gebäude zu verändern, ihre Bewohner zu reformieren. Dabei wurden die Wohnungen von

Bürgern als Ideal angesehen. Für die städtischen Behörden war auch die Ausgabe des Pflegegeldes, das die Armenverwaltung den Bewohnern der Familienhäuser gab, ein fatales Ereignis. Die Beamten aber, die mit den Familienhäusern in dienstlichem Kontakt standen, sympathisierten ein wenig mit dessen Bewohnern. Vor den schliesslichen Aktionen dieser Behörden suchten zwei Vermieter, ihre Mieteinnahmen zu sichern. Aber die Bewohner revoltierten gegen die Versuche der Vermieter oder der Behörde, die mit ihren wirtschaftlichen Interessen im Widerspruch standen.

Im Jahre 1828 hatte dann das Polizeipräsidium erfolgreich ein Reglement erlassen können, dass die Aftermiete von diesem Zeitpunkt an verbot. Dieses Verbot konnte auch durchgesetzt werden. Mehr aber konnte von seiten dieser Behörde nicht unternommen werden, trotz des zweimaligen Aufruhrs und der Cholera-Epidemie im Jahre 1831. Der Magistrat, die Armenverwaltung und das Polizeipräsidium hatten in den 20er Jahren das 19. Jahrhunderts mit der Wohnungsreformbewegung um die Mitte des 19. Jahrhunderts in Berlin die Reformkonzepte, die Angst vor den Gefahren der Familienhäuser und die Betonung von bürgerlichen Werten gemeinsam. Daraus kann man schliessen, dass beide Bewegungen Teil der gleichen Reaktion der Berliner Bürgergesellschaft auf die Wohnungsfrage waren.

Poor Relief in the Early Modern London Parish

by

MIYAGAWA Tsuyoshi

The problem of poor relief was getting severer in late 16th and early 17th century England. Many authors and preachers were concerned about the problem of charity and poor relief. This article is a discussion of the function of the parish in poor relief in late 16th and early 17th century England. The parish in England was not only an essential unit on which the system of Elizabethan poor-law depended, but also the milieu in which private charity united the rich and the poor. This article mainly focuses on the parish of St Bartholomew Exchange in London and tries to explore the various aspects of poor relief in this parish, namely the resources of poor relief, the recipients of aid and the motives of